

## 用語の解説

### あ 行

#### アイ・ストップ

- ・視線の集まるところ。(P.35)

#### アクセントカラー

- ・基調となる色に対して、ポイントになるような印象的な強調色のこと。基調色だけでは平板になりがちだが、アクセントカラーを使うことによって、色彩に変化を与えられ、基調色をも引き立てる役割をする。(P.15 他)

#### 意匠

- ・形・色・模様などをさまざまに工夫すること。また、その結果できた装飾。デザイン。(P.2 他)

#### 美しい国づくり政策大綱

- ・魅力ある美しい国づくりのため、国土交通省が平成 15 年 7 月に基本的考え方と国土交通省のとるべき具体的な施策についてとりまとめたもの。(P.1)

#### 屋外広告物

- ・商業広告に限らず「常時又は一定の期間継続して」「屋外で公衆に表示されるもので」「看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたもの等」をいう(屋外広告物法)。(P.2 他)

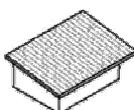
### か 行

#### 開発行為

- ・主として建築物の建築又は特定工作物の建設のために行う土地の区画形質の変更(一定以上の切土や盛土を行う、宅地以外の土地を宅地として利用する、道路を新設する、などの行為)をいう。(P.13 他)

#### 片流れ屋根

- ・片方に全面的に傾斜している屋根。簡易な建物(物置など)にも利用される。(P.14 他)



片流れ屋根

#### 基調色

- ・配色の基本となる色。(P.15 他)

#### 共創

- ・「共」=仲間として一緒になること。「創」=はじめる。はじめてつくる。市民(事業者を含む)と行政の協力によって、共に創り上げるという意味の造語。(P.4)

#### 協働

- ・自立した様々な人や組織が対等な関係の中で互いに尊重し合い、役割と責任を分かち合いながら、共通する1つの目的に向かって協力して働くこと。(P.1)

#### 近隣商業地域

- ・用途地域のうち、主に近隣住民の日用品販売店舗などの業務の利便増進を図る地域で、風俗施設、一定規模以上の工場等は建てられない。(P.7)

#### 区画形質の変更

- ・土地の「区画」「形」「質」のいずれかを変更する場合をいい、次のような行為が該当する。
  - ア 土地の「区画」の変更:道路、水路等の公共施設の新設、付け替え、又は廃止等を行なうこと。
  - イ 土地の「形」の変更:切土または盛土などにより、土地の造成を行なうこと。
  - ウ 土地の「質」の変更:山林、農地など宅地以外の土地を宅地にすること。(P.13 他)

#### 景観計画区域

- ・建築物の建築等の行為についての届出や勧告を行うことで、より良好なまちなみ景観の形成を図っていかうとする区域。(P.2 他)

#### 景観資源

- ・景観を優れたものにする事物。あるいは、景観形成の際に重要だと思われる資源(要素)をいう。(P.5 他)

#### 景観重要建造物

- ・景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物。(P.2 他)

#### 景観重要公共施設

- ・景観法第 8 条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたものをいう。(P.2 他)

#### 景観重要樹木

- ・景観法第 28 条に規定されたもので、景観計画

に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木をいう。(P.2 他)

#### 景観審議会

- ・景観条例に基づき設置される。景観づくりの基本的な事項や、条例に基づき策定する景観についての基本計画に関する事、また景観づくりの施策の進め方などについて審議をする機関。(P.14 他)

#### 景観法

- ・平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。法は理念等を定めた基本法的な部分、景観地区の指定等、行為の制限に関する部分、景観重要建造物等の指定による保全・活用等を定めた部分で構成されている。(P.1 他)

#### 形態

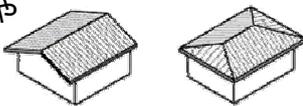
- ・物のかたち。また、組織的に組み立てられたものの、外に表れているかたち。ありさま。(P.2 他)

#### 行為の制限

- ・景観計画区域内の景観の形成に関する方針に沿って、建築物や工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物や工作物の高さの最高限度又は最低限度等の具体的な行為の制限に関する基準を地域の実情に応じて定めるもの。(P.2 他)

#### 勾配屋根

- ・屋根の種類を形状で大きく分けると「フラットルーフ（陸屋根）」と「勾配屋根」とに分けることができる。「フラットルーフ」は、わずかな水勾配があるだけで、一見、屋根が水平に見える。「勾配屋根」の形状には、切り妻や寄せ棟や片流れなど幾種もあり、建物の表情を決める要素となっている。



切り妻(きりつま)屋根 寄せ棟(よせむね)屋根

(P.14 他)

## さ 行

#### 彩度

- ・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色になる。(P.13 他)

#### 色彩

- ・いろ。また、色のとりあわせ。色どり。色あい。(P.2 他)

#### 色相

- ・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。色相は色みのことをいい、赤 R・黄 Y・緑 G・青 B・紫 P・黄赤 YR・黄緑 GY・青緑 BG・青紫 PB・赤紫 RP の10の色相がある。無彩色は N で表す。(P.15 他)

#### 視点場

- ・景観を眺める人がいる空間。(P.5)

#### 新発田市景観計画

- ・景観法第8条第1項に定められた景観計画に該当する法定計画であり、景観形成を進めるうえでの基本的な計画として、景観形成の方向に基づき、良好な景観形成に向けて、届出や勧告の基準などのルールを定める計画である。本市は新潟県知事の同意を受け平成 17 年 10 月 1 日に景観行政団体（景観法第7条第1項に規定された、地域の特性に応じた景観を守る取り組みなどの様々な施策を独自に行うことができる地方公共団体）となり、新発田市景観計画を策定した。(P.1 他)

#### 市民・事業者・行政

- ・景観法第4条～第6条に則り、新発田市景観条例第3条～第5条において規定された「市民はまちづくりの主体」「事業者は地域社会の一員」「行政は市民・事業者と一体的まちづくりの推進」する役割を持つ。(P.4)

#### 準防火地域（防火地域・準防火地域）

- ・密度が高い市街地の形成を図る区域で、建築物の不燃化を進めることで、都市の防災機能を高めるために定める地域。この区域では、建築物の用途、規模、構造に応じて、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。(P.14 他)

#### 準用河川

- ・一級河川及び二級河川以外の河川で、市長が指定し、管理する河川。なお、準用河川は、河川法の二級河川に関する一定の基準が適用される。(P.33 他)

#### スカイライン

- ・空を背景とした山、樹木及び建築物等がつくる線(地平線含む)。(P.26)

#### ゾーニング

- ・ゾーニングとは、地域的なつながりを地図上に示したものである。(P.2 他)

## た 行

### 築造面積

- ・工作物の水平投影面積。また、水平投影面積とは、建物の上から光を当てたときの陰の面積のこと。(P.30)

### 地被類

- ・「芝」や「つた」など。(P.13 他)

### 寺町・清水谷周辺

- ・清水園から法華寺の間とその周辺。(P.5 他)

### 都市計画道路

- ・都市における安全かつ快適な交通を確保するために都市計画決定を経て設置される道路。(P.7)

### 届出対象行為

- ・景観計画区域内において、一定の規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等をしようとする場合に、市への届出が必要となる行為。(P.30)

## な 行

### 延べ面積

- ・建物の各階の床面積を合計した面積のこと。各階の床面積とは外壁または柱の中心線で囲まれた面積のこと。吹抜け部分、バルコニーの先端から 2m までの部分、庇、ピロティ、ポーチなどは床面積には含まれない。(P.30)

### のり面

- ・人工的に形成された土または岩の斜面。(P.13 他)

## は 行

### ファサード

- ・建築物等の正面からの見え方。(P.22)

### 不燃処理

- ・建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間以下に掲げる要件を満たす処理を施すこと。
  - ・燃焼しないものであること。
  - ・防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
  - ・避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。(P.14 他)

## ま 行

### 無彩色

- ・白、灰色、黒の色味のない色。彩度の数値は 0 となる。(P.13 他)

### 明度

- ・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の 3 つの属性の組み合わせで一つの色を表す。明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色になる。(P.15 他)

## や 行

### 用途地域

- ・住宅と工場等異なる用途の混在を防止し、当該地区の特定の目的を果たそうとする制度。(P.7)

## ら 行

### 良好な景観形成に関する方針

- ・景観計画区域内での景観形成の方針や方向性等を示すもの。(P.2)

### 歴史景観重要道路

- ・新発田城址公園から寺町を経て、清水園に至る南北の軸は、城下町としての骨格が現在も色濃く残る場所で、景観上最も重要な道路であることから、歴史的景観の形成を図っていく道。(P.9 他)

### 歴史景観重要道路に準ずる道

- ・城下町の面影が残っていることから、回遊道として、将来的に景観形成を図っていく道。(P.9)

### ロードサイド(ロードサイド型商業施設)

- ・道沿い。特に主要道路やバイパス沿いを指す。商業用語で、モータリゼーションの進行に伴って商業立地として注目されるようになった。現在ではどこの地方都市もロードサイドに量販店やカーディーラー、ガソリンスタンド等が並び没個性的な風景が見られる。(P.5)

### 陸屋根(ろくやね)

- ・水平またはほとんど勾配がない屋根。一般に、鉄筋コンクリート造建築に用いられ、屋上の利用が可能。(P.14 他)



陸(ろく)屋根

# 景観法(抜粋)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

### (国の責務)

第3条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

### (住民の責務)

第6条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

### (定義等)

第7条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)の区域にあっては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市(以下この項において「中核市」という。)の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、都道府県に代わって第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

- 2 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- 3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- 4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第3号に規定する国定公園をいう。
- 6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。
- 7 第1項ただし書の規定により景観行政団体となる市町村は、当該規定に基づき景観行政団体となる日の30日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

## 第2章 景観計画及びこれに基づく措置

### 第1節 景観計画の策定等

#### （景観計画）

- 第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。
- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
  - 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
  - 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
  - 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
  - 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
  - 二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
  - 三 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
  - 四 第19条第1項の景観重要建造物又は第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
  - 五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
    - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
    - ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和27年法律第180号）による道路、河川法（昭和39年法律第167号）による河川、都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第9条第2項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
  - 八 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
    - (1) 道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準
    - (2) 河川法第24条、第25条、第26条第1項又は第27条第1項（これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の許可の基準
    - (3) 都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準
    - (4) 海岸法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4又は第37条の5の許可の基準
    - (5) 港湾法第37条第1項の許可の基準

- (6) 漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準
  - 二 第55条第1項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
  - ホ 自然公園法第13条第3項、第14条第3項又は第24条第3項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）
  - 六 その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項
- 3 前項第3号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
  - 一 第16条第1項第4号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
  - 二 次に掲げる制限であって、第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
    - イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
    - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
    - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
    - ニ その他第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 4 景観計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 5 景観計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条第1項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 7 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 8 景観計画に定める第2項第5号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 9 第2項第5号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第1号、第2号及び第5号ニに掲げる事項並びに同項第6号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
- 10 景観計画に定める第2項第5号ホに掲げる事項は、自然公園法第2条第5号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

## 第2節 行為の規制等

### (届出及び勧告等)

- 第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第4号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
  - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
  - 三 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
  - 四 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 前項の勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあった日から30日以内にしなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 三 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
  - 四 景観計画に第8条第2項第5号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
  - 五 景観重要公共施設について、第8条第2項第5号ハ(1)から(6)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
  - 六 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の15第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
  - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第5号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
  - 八 第61条第1項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
  - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
  - 十 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
  - 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

### 第3節 景観重要建造物等

#### 第1款 景観重要建造物の指定等

##### (景観重要建造物の指定)

- 第19条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第21条第1項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

#### 第2款 景観重要樹木の指定等

##### (景観重要樹木の指定)

- 第28条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第30条第1項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

### 第4節 景観重要公共施設の整備等

#### (景観重要公共施設の整備)

- 第47条 景観計画に第8条第2項第5号口の景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。



